

○特別支援学校スクールバス（マイクロバス）購入に関する一般競争入札公告

特別支援学校スクールバス（マイクロバス）購入について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和7年3月19日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
特別支援学校スクールバス（マイクロバス）2台
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和8年3月24日（火）
- (4) 納入場所
岐阜県立関特別支援学校（関市桐ヶ丘1－2）1台
岐阜県立恵那特別支援学校（恵那市岩村町133番地3）1台

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県教育委員会 特別支援教育課
電 話 058-272-8751
E-mail c17783@pref.gifu.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
ア 交付期間
令和7年3月19日（水）から令和7年4月8日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。） 午前9時から午後5時まで
イ 交付場所
3の(1)に同じ。
原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。
- (3) 入札参加資格の確認
ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
イ 提出期限 令和7年4月15日（火）午後5時（必着）
期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
ウ 入札参加資格の確認結果は、令和7年4月18日（金）までに通知する。
なお、入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札執行日時までに3の(1)までに提出すること。
- (4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年4月23日（水）午後4時30分

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、令和7年4月22日（火）午後5時までに3の(1)に必着のこと。）

イ 場 所 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県庁20階 2002会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）から非課税額分を除いた当該金額の100分の110に相当する額に非課税額分を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から非課税額を除いた額の110分の100に相当する金額に非課税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

(ア) 規則第111条の規定により定めた予定価格の範囲内で、入札書記載金額から非課税額分を除いた当該金額の100分の110に相当する額に非課税額分を加算した最低の金額をもって入札した者を落札者とする。

(イ) 最低の金額をもって入札した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(ウ) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。再度の入札は原則して1回とする。ただし、入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がいないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

また、新年度予算の議決が得られなかった場合には、入札の執行を取りやめることがある。

なお、入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否
要
落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。
電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名及び入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。
また、落札者が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。